

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	美容師の業務停止命令
概要	美容師法では、美容の営業を行う場所が制限されており、また、美容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は美容師の業務を期間を定めて停止を命ずることができます。また、美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは期間を定めて停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第10条第2項
処分基準	<p>1 美容師法第7条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない美容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>2 美容師法第8条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない美容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>3 美容師が伝染性の病気にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>第10条第2項 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
ホームページ	
備考	